

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会規約

(名称)

第1条 本研究会を福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会と称する。

(目的)

第2条 再生可能エネルギー分野において、産学官によるネットワークを形成し、研究開発と産業人材の育成等を行うことで会員の技術基盤の強化を図り、当該分野への会員の進出等を促進し、関連企業の産業を図る。

(事業)

第3条 本研究会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー関連産業集積等に関する発表会、意見交換会の開催
- (2) 再生可能エネルギー関連メーカーと県内企業の交流事業
- (3) 関連技術情報の共有化及び発信するための事業
- (4) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本研究会は下記の会員をもって構成する。

- (1) 大学、高等専門学校、公設試験研究機関等及びその職員
- (2) 本研究会の趣旨に賛同する企業・団体、個人
- (3) 国、県、市町村、中小企業支援機関等及びその職員

(役員)

第5条 本研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会長及び副会長は、福島県商工労働部長が選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は会務を総括し、本研究会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

(企画運営委員会)

第7条 本研究会の円滑な推進を図るため、企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会には委員長を置き、会長をもってこれに充てる。
- 3 企画運営委員会には委員長のほか、別表に掲げる委員をもって構成し、必要に応じて臨時の委員として、外部専門家及び関係機関等の職員の参加を求めることができる。
- 4 企画運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(分科会)

第8条 会長は、技術動向に関する発表会等の開催により、会員の情報収集の場とすることを目的とした分科会を設置することができる。

2 会長は、分科会を設置する場合は、分科会長及びアドバイザーを選任することができる。

(事業化ワーキンググループ)

第9条 会長は、会員による新技術、新製品や新たなビジネスモデル等の新事業化プロジェクトを創出・推進する事業化ワーキンググループ（以下「事業化WG」という。）を設置することができる。

2 事業化WGの設置を希望する会員（発起人）は、設置申請書を別紙様式1により会長に提出するものとする。

3 会長は、事業化WGを設置する場合は、その活動が円滑に進むよう、分科会長等専門家の助言を求めることができる。

4 事業化WGの幹事は、第2項に規定する発起人とし、変更する際は別紙様式2を会長に提出しなければならない。

5 事業化WGの幹事は、事業化WGの運営を総括し、その活動が円滑に進むよう、主体的な役割を果たすものとする。

6 事業化WGを廃止する場合は、別紙様式3により廃止届を会長に提出しなければならない。

(事務局)

第10条 本研究会、企画運営委員会及び分科会の事務局をエネルギー・エージェンシーふくしま、事業化WGの事務局を幹事会員に置く。

(入退会)

第11条 入会を希望する者は、別紙様式4に記載し、会長に提出しなければならない。

2 退会を希望する者は、別紙様式5に記載し、会長に提出しなければならない。

3 入退会の可否は、会長が決定し、役員に報告するものとする。

附 則

本規約は平成24年6月1日から施行する。

附 則

本規約は平成29年6月1日から施行する。

附 則

本規約は平成30年6月8日から施行する。

附 則

本規約は令和元年10月1日から施行する。

附 則

本規約は令和2年4月1日から施行する。

附 則

本規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。